



保険証の 有効期限に ご注意ください

国民健康保険・
後期高齢医療保険証の

**有効期限は
7月31日**
です

□保険証について

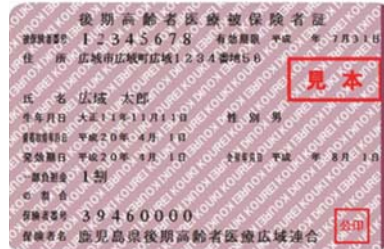
新しい保険証は7月下旬に郵便でお届けします。

(※過年度の保険税(料)に滞納がある方を除く。)

保険証が届いたらすぐに内容を確認し、記載内容などに誤りがある場合や7月31日になっても保険証が届かない場合は、健康増進課までご連絡ください。

今お使いの保険証(緑色)は8月1日以降使用できませんので、はさみ等をお使いの上確実に処分してください。

後期高齢者医療被保険者証(新)



国民健康保険被保険者証(新)



□介護保険の負担限度額について

負担限度額認定証：有効期限 7月31日(月)

負担限度額認定証を発行している方は、更新の手続きをする必要があります。手続きがまだお済でない方は、直近2ヶ月以上の取引が記載されている預金通帳や定期証書、有価証券など資産のわかるもの(配偶者がいる場合、被保険者本人と配偶者2人の預貯金がわかるもの)を、福祉課・町民生活課・岸良出張所までお持ちください。

お問い合わせ先 肝付町役場 健康増進課 ☎ 0994(65)8412 内之浦総合支所 町民生活課 ☎ 0994(67)4511
福祉課 ☎ 0994(65)8413 岸良出張所 ☎ 0994(68)2001

国民健康保険税についてお知らせ

税制改正に伴い、令和5年度以降の国民健康保険税について、以下のとおりに変更になります。

◆課税限度額の引き上げ

課税限度額について、下表のとおり変更になります。

限度額	令和4年度(現行)	令和5年度(改正後)
医療分	65万円	65万円
支援分	20万円	22万円
介護分	17万円	17万円
合計	102万円	104万円

◆軽減判定所得算定額の変更

軽減判定所得の算定において被保険者数及び特定同一世帯所属者数に乗ずる金額が変わります。

軽減割合	令和4年度(現行)	令和5年度(改正後)
7割軽減	基礎控除額(43万円) + 10万円×(給与所得者等の数-1)以下	基礎控除額(43万円) + 10万円×(給与所得者等の数-1)以下
5割軽減	43万円+ 28.5万円×被保険者数 + 10万円×(給与所得者等の数-1)以下	43万円+ 29万円 ×被保険者数 + 10万円×(給与所得者等の数-1)以下
2割軽減	43万円+ 52万円×被保険者数 + 10万円×(給与所得者等の数-1)以下	43万円+ 53.5万円 ×被保険者数 + 10万円×(給与所得者等の数-1)以下

お問い合わせ先 肝付町役場 税務課 ☎ 0994(65)8414